

## 学校法人において対応が必要となる事項

改正私立学校法施行に伴い、施行日（令和2年4月1日）までに対応が必要となる事項は次のとおりです。※法規の略称／「法」：私立学校法、「規則」：私立学校法施行規則、「一般社団財団法人法」：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

### 【全ての法人で対応が必要な事項】

#### 1 役員に対する報酬等の支給の基準の作成（法第42条第1項第4号・第48条、規則第4条の5）

役員に報酬等を支給する場合は、「役員に対する報酬等の支給の基準」を作成する必要があります。既に「役員に対する報酬等の支給の基準」に相当する基準が作成されている場合は、新たに基準を作成する必要はありませんが、作成にあたり評議員会の意見を聴いていない場合は、これから意見を聴いてください。

規定内容については、規則で「役員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項」を定めるとされており、文部科学省から作成例が示されています。

手続	① あらかじめ評議員会で意見を聴いてください。 ② 理事会で承認を得てください。
作成期限	改正法施行日（令和2年4月1日）まで

#### 2 役員等名簿の作成（第47条第1項）

役員等名簿の作成が義務付けられました。

記載内容	理事、監事及び評議員の氏名及び住所
作成期限	改正法施行日（令和2年4月1日）まで

#### 3 寄附行為、財産目録等の閲覧（法第33条の2・第47条第2項）

寄附行為・役員等名簿・役員に対する報酬等の支給の基準の閲覧が義務付けられました。学校法人に閲覧が義務付けられている書類は次のとおりです。（※下線部が新設部分です。）

誰に対しても閲覧	在学者及び利害関係人に閲覧
① 寄附行為	① <u>役員に対する報酬等の支給の基準</u>
② 役員等名簿（氏名のみ閲覧で可）	② 財産目録
	③ 貸借対照表
	④ 収支計算書
	⑤ 事業報告書
	⑥ 監事監査報告書

#### 4 寄附行為の変更

今回の法改正に伴い、寄付行為の変更手続が必要になります。寄付行為の変更にあたっては、新しい寄付行為作成例を参照してください。

手続	① <u>あらかじめ評議員会に意見を聴く。</u> ② <u>理事会の承認を受ける。</u> ③ <u>私学振興課認可グループへ申請書を提出し、認可を受ける。</u>
添付資料	① 変更後の寄附行為全文 ② 変更する理由書 ③ 変更前の寄附行為全文（新旧対照表の代わりに添付） ④ 評議員会・理事会の議事録（写しに原本証明したもの）
申請書様式	「私立学校関係事務の手引き」80 ページ
提出期限	改正法施行前（令和2年3月29日）まで

寄附行為の変更については、法改正施行日である令和2年4月1日までに認可を受けるようにしてください。間に合わなかった場合は、令和元年度末までには同申請書を提出し、令和2年4月1日以降は改正後私立学校法に則った運用を行ってください。

※租税特別措置法第40条の適用を受けうる寄附行為作成例は、文部科学省が作成中です。

#### 【該当がある法人において対応が必要な事項】

##### 1 競業及び利益相反取引の制限（法第40条の5で準用する一般社団・財団法人法第84条・第92条）

理事は、競業及び利益相反取引をしようとするときは、理事会において、当該取引に重要な事実を開示し、その承認を受けることが必要です。

※資料2「私立学校法令和元年改正の概要」3～4ページ参照

##### 2 役員の損害賠償責任についての責任の免除・責任限定契約（法第44条の2・同条2項で準用する一般社団・財団法人法第114条・115条）

役員の損害賠償責任に関して、役員の責任減免を行う場合は、理事会の議決による責任の免除や責任限定契約に関する規定を寄附行為に置いてください。新しい寄附行為作成例の末尾に条文案を記載しています。

※資料2「私立学校法令和元年改正の概要」5ページ参照

#### 【その他】

1 法改正点について、令和2年度から改正法に則った運用ができるよう、事前に役員・評議員に周知してください。

2 法律・施行令・施行規則の施行通知に示された留意事項も確認し、学校の管理運営の改善を図ってください。